

三重県男女共同参画基本計画

～一人ひとりが輝く社会～



男女共同参画社会とは

21世紀を迎え、私たちが目指す社会は、すべての人々の人権が保障され、一人ひとりが、性別にかかわらず、自立した個人として、個性と能力を十分に発揮することのできる社会であり、それぞれに多様な生き方が認められる社会である。そして、その社会は、男女が対等な立場で、社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会です。 (三重県男女共同参画推進条例前文より)

三重県

第1章 計画の基本的な考え方

計画策定の趣旨

少子高齢化、国際化、高度情報化、の進展をはじめとする急激な社会情勢の変化に対応するために、社会構造の変革が求められています。

こうした変化に対応し、豊かで活力ある社会を実現するためには、男女の人権が尊重され、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成が重要な課題であるとして平成11年に「男女共同参画社会基本法」が、平成12年に「三重県男女共同参画推進条例」が制定されました。

この計画は、県が県民、事業者、市町村との協働で男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために策定したものです。

計画の位置づけ

「三重県男女共同参画推進条例」に基づく計画ですが、同時に「男女共同参画社会基本法」により都道府県に策定が義務づけられている計画です。

計画の目標

この計画は男女共同参画社会の実現をめざします。
三重県男女共同参画推進条例では4つの基本目標を掲げています。

(男女共同参画社会実現のための4つの基本目標)

- 1 男女が性別による差別的取扱を受けることなく、個人として能力を発揮する機会を確保すること。
- 2 男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善すること。
- 3 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること。
- 4 男女が家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる環境を整備すること。

計画の期間

2002年度（平成14年度）から2010年度（平成22年度）まで

目次

I	男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	5
II	政策方針決定過程における男女共同参画の推進	7
III-I	雇用等の分野における男女共同参画の推進	9
III-II	農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進	11
IV	家庭・地域における男女共同参画の推進	13
V-I	男女共同参画を阻害する暴力等への取組	15
V-II	生涯を通じた男女の健康と生活支援	17
	計画の推進	19

計画の基本的な視点

1 私たちがめざす社会

三重県男女共同参画推進条例の前文では「21世紀を迎え、私たちが目指す社会は、すべての人々の人権が保障され、一人ひとりが、性別にかかわらず、自立した個人として、個性と能力を十分に発揮することのできる社会であり、それぞれに多様な生き方が認められる社会である。そして、その社会は、男女が対等な立場で、社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会である。」としています。

2 家庭・地域の重要性

男女共同参画の推進は、社会のさまざまな分野における男女の参画をめざしますが、同時に家庭地域における生活を一層充実させることもめざしています。

21世紀の社会は、これまでの経済活動中心の生き方を見直し、男女がともに家庭、地域の一員としての責任を果たしながら、職業生活や余暇活動などバランスのとれた生活を築いていくことができる社会でなければなりません。

3 総合行政としての取組

男女共同参画社会の実現のためには、健康、福祉、教育、文化、雇用、産業、地域づくりなど社会のあらゆる分野にわたる取組が必要なため、県の施策・方針の決定や実施にあたっては、男女共同参画の視点を反映させるよう努めるとともに、関係部門の連携により、総合的な取組を行います。

4 市町村、事業者、県民との協働

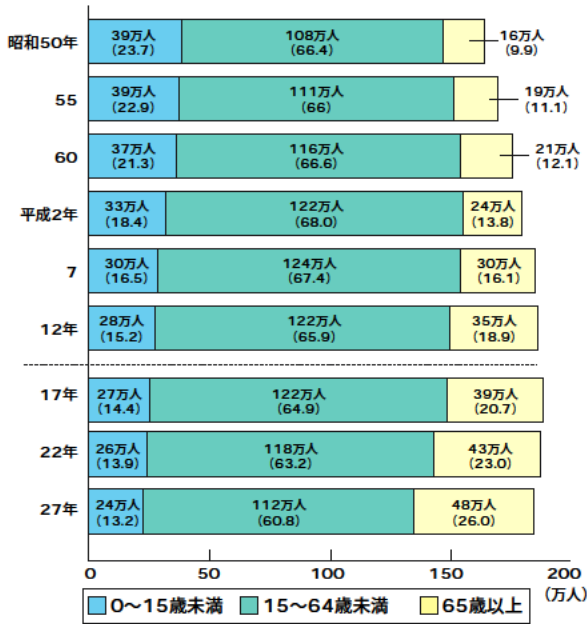
男女共同参画社会を実現するためには、県民や事業者の皆さんの役割が重要です。家庭、地域、職場においてそれぞれの立場で積極的な取組が行われることを期待します。

県は、市町村、事業者、各種団体やNPO、県民の皆さんの主体的な活動を尊重しながら、必要な支援を行うとともに、連携して男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。



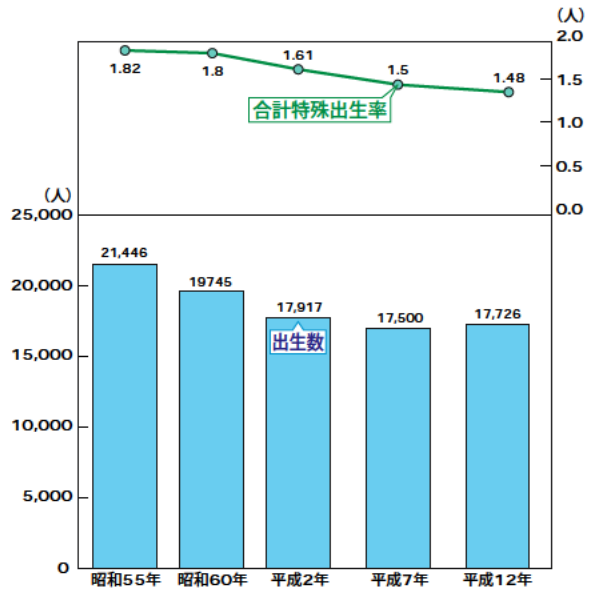
参考資料

● 年齢3区分別人口・将来推計人口



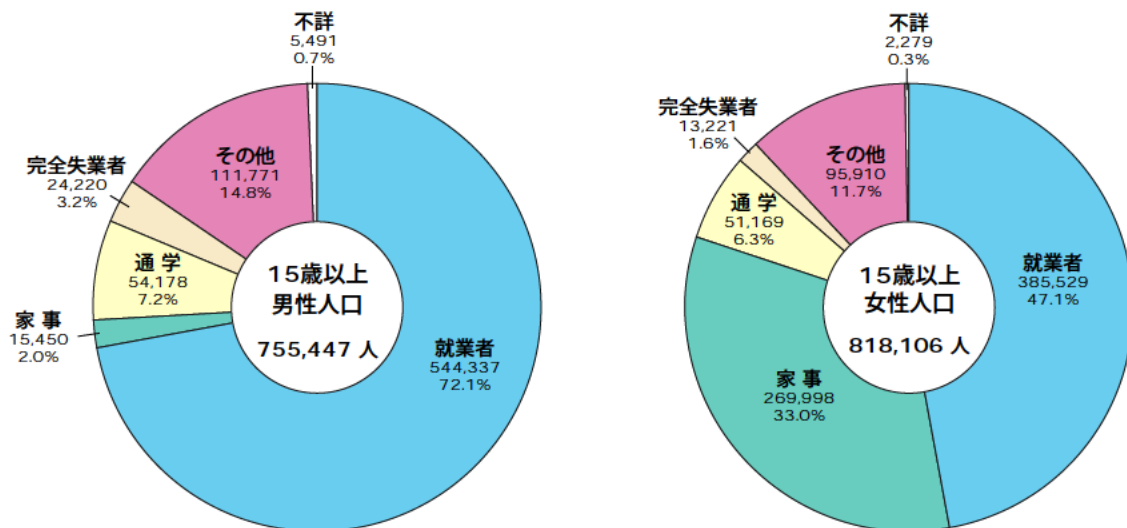
平成12年までは、総務省統計局「国勢調査」結果によるもので、平成17年からは少子高齢社会基礎調査報告書によるもの
※ () 内は構成比 (%)

● 出生数、合計特殊出生率の推移 (三重県)



資料 厚生労働省「人口動態統計」

● 労働力状況 (三重県) (平成12年)



資料 総務省「国勢調査報告書」

計 画 の 体 系 表

(目標)

(基本施策)

(施策の方向)

男女共同参画社会の実現

I 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

- 1 男女共同参画について県民の理解を深めるための広報の充実
- 2 学校等における男女共同参画教育の推進
- 3 生涯を通じた学習機会の充実
- 4 事業者等に対する広報・啓発の充実
- 5 マスメディアへの対応
- 6 国際的な動きへの対応と活動支援

II 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

- 1 県の審議会等委員への女性登用促進
- 2 県における女性職員等の登用
- 3 市町村への働きかけ
- 4 事業者等への働きかけ
- 5 地域における男女共同参画への取組支援
- 6 ポジティブ・アクションの普及

III 働く場における男女共同参画の推進

III-I 雇用等の分野における男女共同参画の推進

- 1 雇用の場における男女共同参画意識の普及
- 2 男女の均等な機会と待遇の確保の推進
- 3 男女共同参画の視点に立った能力開発に対する支援
- 4 柔軟な就業形態の推進や再就職への支援
- 5 両立支援制度の普及と労働時間短縮の促進

III-II 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

- 1 方針決定の場への男女共同参画の推進
- 2 経営能力や技術の向上支援
- 3 家族的経営における役割の評価と就業環境の整備
- 4 起業家等に対する支援

IV 家庭・地域における男女共同参画の推進

- 1 家庭、職場、地域におけるバランスのとれた生活への支援
- 2 多様なニーズに対応した子育て支援
- 3 介護を支援する環境の整備
- 4 男女共同参画の地域づくりの支援

V 人権の尊重と心身の健康支援

V-I 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

- 1 関係機関の連携による支援体制等の整備
- 2 ドメスティック・バイオレンス対策の推進
- 3 セクシュアル・ハラスメント対策の推進
- 4 性犯罪、売買春、ストーカー対策等の推進

V-II 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

- 1 生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援
- 2 性と生殖に関する健康対策の充実
- 3 自立のための生活支援

計 画 の 推 進

- 1 県の推進体制の充実と率先実行
- 2 実施計画の策定
- 3 男女共同参画に関する施策の進捗状況、効果についての評価の実施
- 4 男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集と提供
- 5 男女共同参画に関する相談・苦情への対応
- 6 市町村との協働
- 7 NPO、各種団体等との連携
- 8 男女共同参画センター「フレンテみえ」の機能の充実

第2章 施策の方向

基本施策I

男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識は、徐々に変わりつつありますが、今もなお、家庭、地域、職場等の中に残っており、男女の多様な生き方の選択や能力発揮の大きな阻害要因となっています。

そのため、男女共同参画についてわかりやすい広報を展開するとともに、学習機会の充実をはかり、自ら考える機会を増やすことが必要です。

2010年度の目標

地域・社会

- NPO、各種団体、行政などによって県民の理解を深めるための多様な広報・啓発活動が展開され、人権意識、男女共同参画意識が広く県民に浸透しています。
- 生涯を通じて男女共同参画についての教育・学習機会が充実しています。
- 男女共同参画を阻害する要因となっている社会制度、慣行が改善されています。

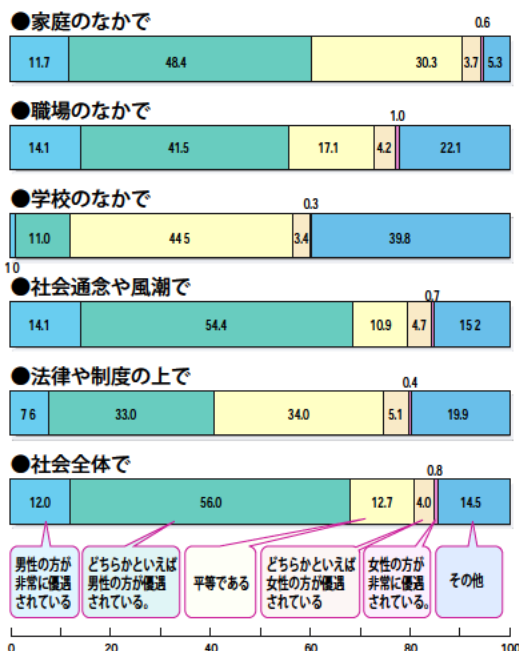
家庭

- 家族が互いに尊重しあい、家族の一員としてともに責任を担って、協力しあっています。
- 子どもたちに対しては、人権尊重、男女平等意識に基づいて、家庭教育が行われています。

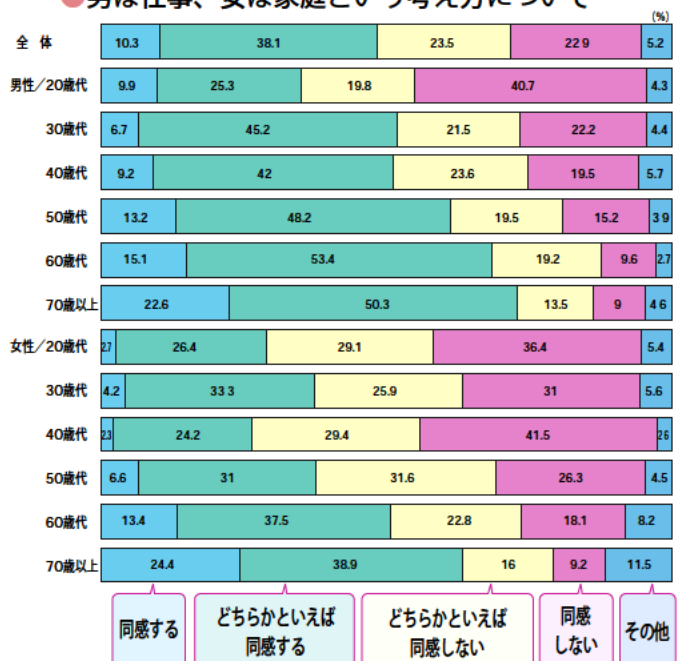
働く場

- 男女共同参画に関する意識が普及し、性別による差別的取扱を受けることなく、個性と能力を生かして働くことができるようになっています。
- 事業活動にあたって、男女共同参画への配慮が行われています。

●男女の地位について



●男は仕事、女は家庭という考え方について



資料 県男女共同参画室「男女共同参画に関する県民意識と生活実態調査」（平成12年）

施策の方向等

1 男女共同参画について県民の理解を深めるための広報の充実

男女平等、人権尊重の意識や男女共同参画意識の普及をはかるために、NPO、各種団体、市町村等と協働しながら県民の身近なところで活動を展開していきます。

多様な媒体を活用した男女共同参画意識の普及／男女共同参画を阻害している社会制度・慣行の見直しの促進／県の広報表現の検討／団体・企業・行政の協働による取組 など

2 学校等における男女共同参画教育の推進

人権を尊重する意識や男女平等観を広くむとともに、性別にとらわれずに個性や能力を伸ばす教育を行います。

また、主体的に多様な選択ができるよう配慮した進路指導を行います。

教職員に対する体系的な研修／効果的な指導方法の調査・検討／教材の充実／学校運営の点検見直し／生命の尊重、男女平等の視点に立った性教育 など

3 生涯を通じた学習機会の充実

県民が生涯を通じて、身近な地域で男女共同参画について学習できるよう、その機会を充実します。

多様なニーズに応じた学習機会の充実／社会教育担当者に対する研修／社会のリーダーに対する研修／家庭教育推進のための研修／エンパワーメントの機会拡充 など

4 事業者等に対する広報・啓発の充実

事業活動における男女共同参画への配慮、働く場における男女共同参画の推進のために、経営者や管理職等を対象とした普及啓発を充実します。

男女雇用機会均等法等の理解や男女共同参画の職場づくりに向けた啓発／研修資料提供など自主的な研修の支援 など

5 マスメディアへの対応

マスメディアに対し、人権尊重、男女共同参画意識の普及等について、理解と協力を求めています。

また、県民のメディア・リテラシーに関する教育、学習機会を充実します。

マスメディアの自主的な取組の促進／男女共同参画に関する積極的な情報提供／メディアリテラシーを高める学習について調査・検討、実施

6 国際的な動きへの対応と活動支援

国際社会における活動との協調が重要であることから、積極的に情報を収集、提供します。

また、男女共同参画の視点から 国際交流、国際協力および在住外国人との 共生をめざす活動を支援します。

国際的な取組についての情報収集・提供と施策への反映／NPO等による活動支援と担い手のエンパワーメントの促進。

注) NPO： 行政・企業とは別に社会活動をする非営利の民間組織のことです。

注) メディア・リテラシー： 膨大な情報の中から、必要な情報を選択し、主体的に読み解く力のことです。

注) エンパワーメント： 能力などを身に付けること。また、それによって個人が力をもった存在になることをいいます。

基本施策Ⅱ

政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

政策・方針決定過程への女性の参画は進みつつあるものの、まだ不十分な状況です。

県の審議会委員等への女性の登用については、数値目標を掲げて取り組んでいますが、なお一層登用を進めるとともに、女性職員の登用、職域拡大をはかる必要があります。

また、企業、労働組合、自治会等の各種機関・団体においても、方針決定過程への男女共同参画が求められます。そのためには、ポジティブ・アクションへの理解と取組が求められます。

2010年度の目標

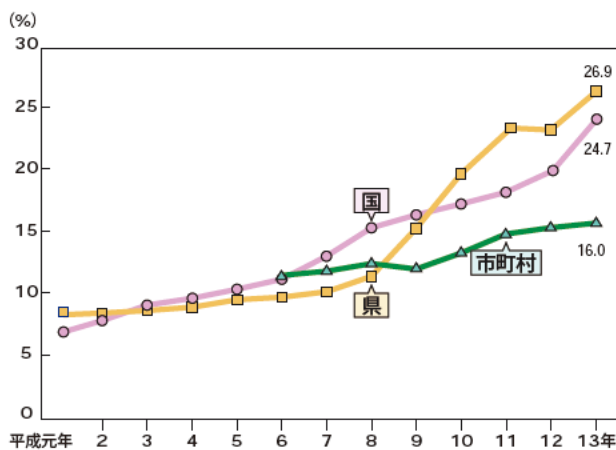
地域・社会

- 男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程に共に参画し、活動し、責任を担う社会づくりが進められています。
- 男女共同参画を阻害している制度や慣行が見直され、地域活動に男女が共に参画しています。

働く場

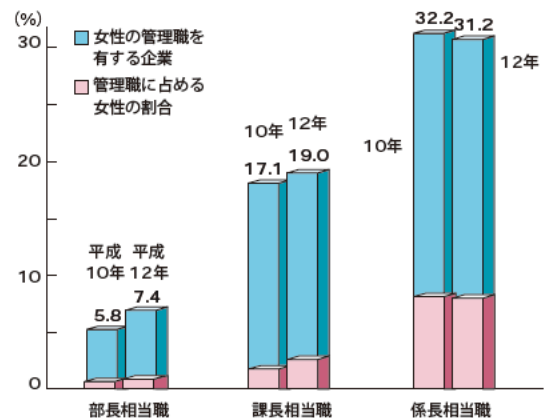
- 男女が性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる職場づくりが進められ、女性の登用、職域拡大が進んでいます。

● 審議会等における女性委員の割合の推移



資料 内閣府男女共同参画局・県男女共同参画室調べ

● 企業における女性管理職の状況（全国）



資料 厚生労働省「女性雇用管理基本調査」

施策の方向等

1 県の審議会等委員への女性登用促進

県の施策・方針決定過程の場における男女共同参画を進めるため、審議会委員等へ積極的に女性を登用します。

また、女性の人材情報の整備とリーダーの育成を促進します。

審議会委員等への女性の登用促進／委員構成の見直し・公募委員制の導入検討／女性リーダー育成促進とネットワークづくり支援／人材情報の整備、提供

2 県における女性職員等の登用

平等取扱の原則と能力主義を踏まえつつ、女性の採用・登用、職域の拡大を進めます。

女性職員登用方針の明確化と登用状況の公表／多様な能力開発のための研修と配置／管理職に対する人材育成・活用のための研修 など

3 市町村への働きかけ

市町村における施策・方針決定過程へ女性の参画が進むよう働きかけるとともに、人材育成、取組事例の紹介などの支援を行います。

審議会等への女性委員の登用促進／登用状況等についての情報提供

4 事業者等への働きかけ

男女共同参画および女性のエンパワメントの必要性についての普及啓発を行い、事業者の自主的な取組が進むよう働きかけるとともに、その支援を行います。

事業者等に対する意識啓発と自主的な取組促進／表彰と取組事例の紹介

5 地域における男女共同参画への取組支援

男女が地域活動に参画する気運づくりを進めるとともに、阻害要因となっている慣行の見直しを促進します。

また、女性のエンパワメントを支援します。

男女共同参画を進めるとともに阻害要因となっている慣行の見直しのための普及啓発／知識、技術の修得向上支援／参画の機会の確保と市町村等への働きかけ

6 ポジティブ・アクションの普及

あらゆる分野における方針決定の場への男女共同参画を促進するために、ポジティブ・アクションについて、市町村、企業等への啓発を進めるとともに、その取組を支援します。

ポジティブ・アクションについての先進事例、導入方策の調査研究と情報提供

注) ポジティブ・アクション： 積極的改善措置のことです。男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、積極的に機会を提供することをいいます。

基本施策Ⅲ

働く場における男女共同参画の推進

Ⅲ-Ⅰ 雇用等の分野における男女共同参画の推進

平成11年に改正男女雇用機会均等法が施行され、募集、採用、配置等雇用に係るあらゆる場面での男女の差別的取扱が禁止されました。しかし、実質的な格差は残っており、男女共同参画意識の普及や均等な機会と待遇の確保のための取組みが必要です。

さらに、男女がともに家庭や地域で過ごす時間を確保し、バランスのとれた生活を実現するためには、育児休業、介護休業制度等の普及、労働時間の短縮等への対応も求められています。

2010年度の目標

地域・社会

- 家庭や地域を大切にできる意識が浸透し、職業生活と家庭生活等のバランスを保つことができる環境の整備が進められています。
- 男女共同参画の視点が社会に浸透し、企業等が主体的に男女共同参画に取り組むとともに社会的な評価を受けるようになっていきます。

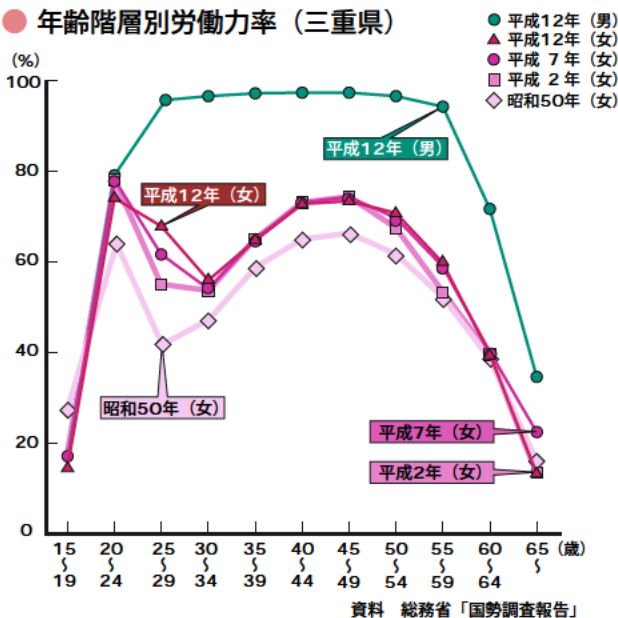
家庭

- 一人ひとりが性別にかかわらず、家族の一員としての責任を果たしながら、家庭生活、職業生活その他の生活とのバランスがとれるような環境が整備されています。

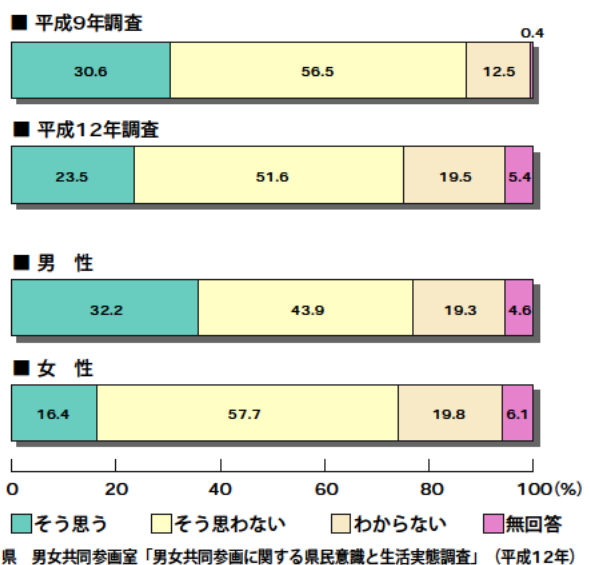
働く場

- 雇用の場において、男女の均等な機会と待遇が確保され、性別にかかわらず、能力開発、職務分担、処遇が行われています。
- 多様な選択が可能になる柔軟な就業形態が広がっています。
- 男女が、家庭や地域における活動を大切にしながら、働くことができるようになっていきます。

● 年齢階層別労働力率（三重県）



● 女性は働きやすいと思いますか？



施策の方向等

1 雇用の場における男女共同参画意識の普及

職場における男女共同参画を進めるため、関係機関と連携しながら、男女雇用機会均等法等の普及啓発を通じ、気運づくりを進めます。

固定的な役割分担、不公平な慣行等を改善するための普及啓発／男女共同参画の気運づくり など

2 男女の均等な機会と待遇の確保の推進

企業等における取組を促進するため、実態を把握するとともに、表彰、事例の紹介を通じて、支援を行います。

また、ポジティブ・アクションの普及をはかります。

実態調査の実施と評価システムの調査検討／表彰制度による企業の取組み支援／優良事例紹介などによる普及啓発／ポジティブ・アクションについて調査研究・情報提供 など

3 男女共同参画の視点に立った能力開発に対する支援

男女の参加機会が確保されるよう配慮しながら、職業能力の向上を支援します。

職業能力開発研修の充実と情報提供／女性の参加機会確保について事業者への働きかけ など

4 柔軟な就業形態の推進や再就職への支援

パートタイム労働者等の適切な処遇・労働条件の確保のため、関係機関と連携して法制度の周知や情報提供を進めます。

また、柔軟な就業形態などの調査・研究を行います。

「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」の周知と労働条件等の明確化の推進／パート労働就労希望者に対する相談・情報提供・紹介／在宅勤務等新しい就業形態についての調査と情報提供 など

5 両立支援制度の普及と労働時間短縮の促進

男女が家庭や地域における生活を大切に、育児・介護休業制度等をともに活用できるよう普及を進めます。

また、労働時間の短縮を促進します。

職業生活と家庭生活の両立支援制度の普及と職場環境づくりへの働きかけ／労働時間短縮に向けて完全週休2日制の普及などの啓発／再雇用制度の調査検討 など

III-11 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の推進

農林水産業、商工業等家族的経営の事業に従事する女性は、生産や経営の主要な担い手として重要な役割を果たしていますが、適正に評価されていないことが少なくありません。また、事業活動と家庭生活との区別があいまいになりがちです。

家族的経営における男女共同参画を推進するために、女性自身の参画意識や能力の向上をはかるとともに、固定的な性別役割分担意識の変革を進めるための普及啓発が必要です。

2010年度の目標

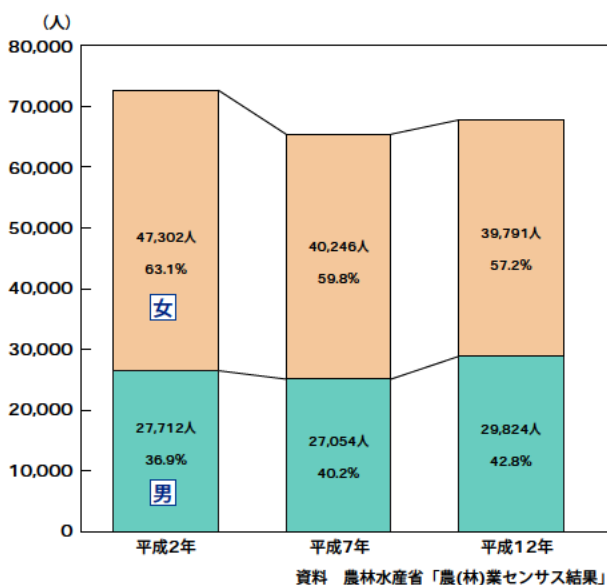
地域・社会

- 固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行が見直され、農業委員会をはじめ地域における方針決定の場で男女共同参画が進んでいます。

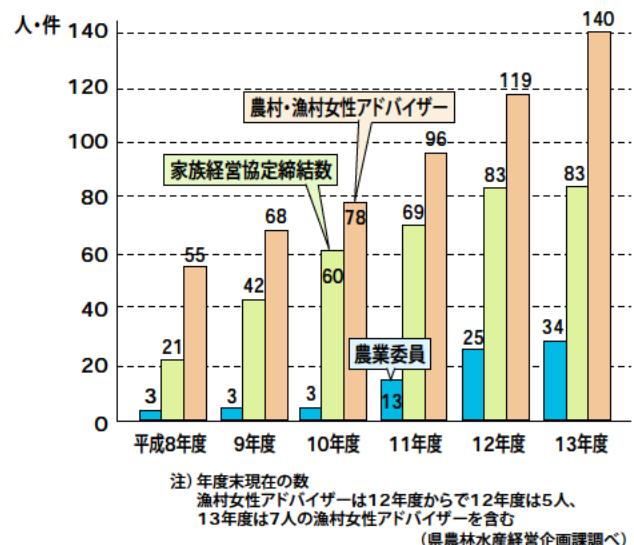
家庭・働く場

- 男女が性別にかかわらず、個性と能力を生かして役割を分担し、貢献に応じた正当な評価が行われています。

● 農業就業人口（販売農家）の推移（三重県）



● 農業委員・家族経営協定締結推進モデル数・農村・漁村女性アドバイザー数の推移（累計）



施策の方向等

1 方針決定の場への男女共同参画の推進

男女共同参画意識の普及啓発を進めるとともに、参画を妨げる地域の慣行の見直しを進めます。

また、女性リーダーの育成や能力向上の機会を充実します。

男女共同参画意識の普及啓発／パートナーシップ指標の目標達成への取組／女性リーダーの養成とネットワークづくり等の支援 など

2 経営能力や技術の向上支援

男女共同参画を進めるため、農林水産業や商工業に従事する担い手の能力の向上をはかります。

生産や経営に関する知識・技術研修への女性の参画機会確保など

3 家族的経営における役割の評価と就業環境の整備

男女がその役割に応じて適正な評価を受け、互いに協力して経営等に参画できるような環境を整備します。

家族経営協定の普及／酪農ヘルパー制度などの労働力補完システムの整備

4 起業家等に対する支援

男女の起業を支援するため、各種支援制度について情報提供を行うとともに、必要な知識や技術の指導・助言などを行います。

各種支援制度の充実と情報提供／研修機会の充実 など

三重県の農山漁村におけるパートナーシップ指標（抜粋）

指 標	H11 (H11.4.1)	H12末 実績	H13 目標	H17 目標	
農村女性アドバイザー (林業女性アドバイザー含む)	78人	114人	100人	150人	
漁村女性アドバイザー	0人	5人	30人	50人	
家族経営協定締結推進モデル 農家数 (女性農業者年金加入)	47戸 (47人)	83戸 (51人)	100戸 (100人)	400戸	
農業委員	総数 1,461人	うち女性 3人	25人 (1,444人中)	130人 (平成14年度)	210人

注) パートナーシップ指標： 三重県が農山漁村において男女共同参画を推進するための環境づくりのための目標を定めたもので、農村漁村女性アドバイザー、女性農業委員、家族経営協定締結農家について目標を設定しています。

注) 家族経営協定： 農業経営の方針や役割分担、収益の分配方法、労働時間・休日などの就業条件について、家族の話し合いにより取り決めて、明文化することです。

基本施策Ⅳ

家庭・地域における男女共同参画の推進

家庭・地域は、社会を構成する基礎であり、生活の基本的な場です。男女共同参画社会を実現するためには家族が相互に協力し、家庭・地域の一員としての責任を果たしながら、職業生活その他の活動とバランスのとれた生活ができるようにすることが重要です。

また、子育てや介護について、家族の多様化、ライフスタイルの変化等に伴う多様なニーズに的確に対応するとともに、地域や社会全体で支援していくという気運としくみづくりが必要です。

2010年度の目標

地域・社会

- 男女が共に積極的に地域活動に参画し、子育て、介護、教育等について互いに支え合う地域づくりが進められています。

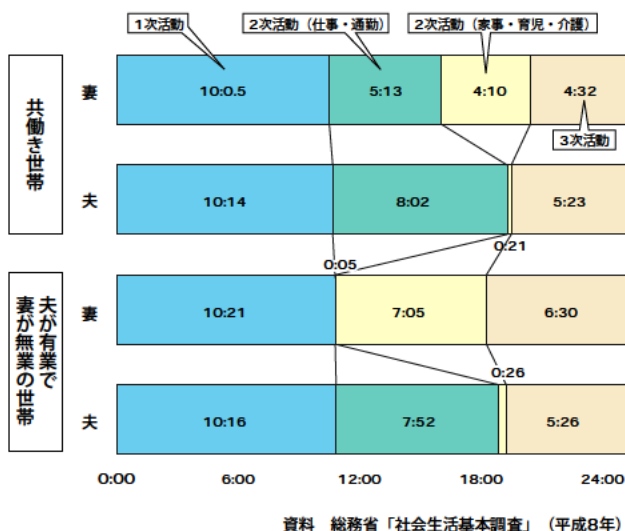
家庭

- 一人ひとりが性別にかかわらず、家族の一員としての責任を果たしながら、職業その他の活動とバランスのとれた生活を営んでいます。
- 男女が必要に応じて社会的支援を受けながら、協力して子育てや介護の責任を果たせる環境が整っています。

働く場

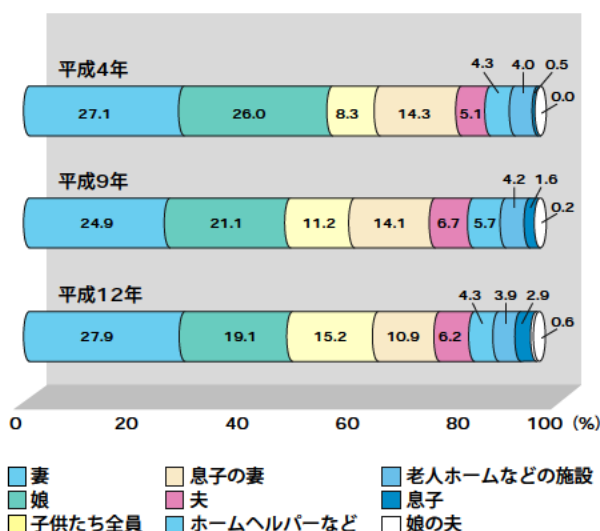
- 男女が共に家庭や地域生活を大切にするという意識が浸透し、多様な働き方ができる職場環境が整っています。

● 夫婦の生活時間（全国）



1次活動…睡眠、食事のような生理的に必要な活動
2次活動…仕事、家事のように社会生活を行う上で義務的な性格の強い行動
3次活動…これら以外の各人が自由に使える時間における活動

● 主に高齢者等の世話をする人



施策の方向等

1 家庭、職場、地域におけるバランスのとれた生活への支援

家族を構成する男女が、家庭・地域の一人としての責任をはたしながら、それぞれの選択により、バランスのとれた生活をおくることができるよう支援します。

「家庭の日」等を通じた普及啓発／育児・介護休業制度の普及啓発／育児・介護等に関するサービスについての相談、情報提供 など

2 多様なニーズに対応した子育て支援

子育てに関する相談・支援体制を整備するとともに、ニーズに対応した多様な保育サービスを充実します。

地域子育て支援センター等における育児相談、情報提供／多様な保育サービスの充実／放課後児童クラブへの支援／ファミリー・サポート・センターの設置促進 など

3 介護を支援する環境の整備

介護保険制度の普及啓発と着実な運用を行うとともに、介護に関するサービスの情報提供や相談・支援体制の整備を促進します。

介護サービス等に関する情報提供／介護相談・苦情への対応／在宅サービスの充実と関連施設の整備推進／介護知識や技術の普及 など

4 男女共同参画の地域づくりの支援

男女が共に参画し、住民が相互に助け合える地域づくりを支援するとともに、NPO、ボランティア等の活動を支援します。

託児サービス等男女が多様な活動に参加するための環境整備促進／NPO等による男女共同参画の地域づくりに対する支援 など



注) 家庭の日： 三重県では、青少年健全育成条例で毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、健全な家庭環境づくりの促進に努めています。

注) 地域子育て支援センター： 市町村の指定により、地域におけるすべての子育て家庭を対象に、育児相談を含む総合的な子育て支援を行う保育所などのことをいいます。

注) 放課後児童クラブ： 親が働いていて放課後の保育が十分保障されていない小学校低学年児童を対象に、家庭にかわり保育を行う施設や事業で、「学童保育」とも呼ばれています。

注) ファミリー・サポート・センター： 保育等について、援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となって、地域において相互援助活動を行う組織のことです。

基本施策 V

人権の尊重と心身の健康支援

V-1 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントは、性別による固定的な役割分担意識や経済格差などの男女が置かれた状況に根ざしている場合が多く見られます。

暴力の排除および防止に取り組むとともに、相談支援体制の周知や充実、人権を尊重する意識の普及啓発を充実することが必要です。

2010年度の目標

地域・社会

- 人権が尊重され、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントを許さないという意識が浸透しています。また、相談・支援体制が整備されています。

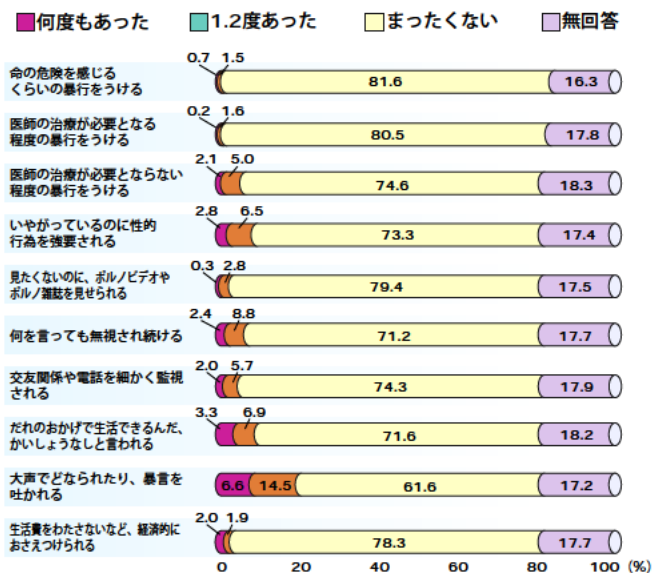
家庭

- 家庭の一人ひとりが、互いにその人格を尊重しあって生活しています。

働く場

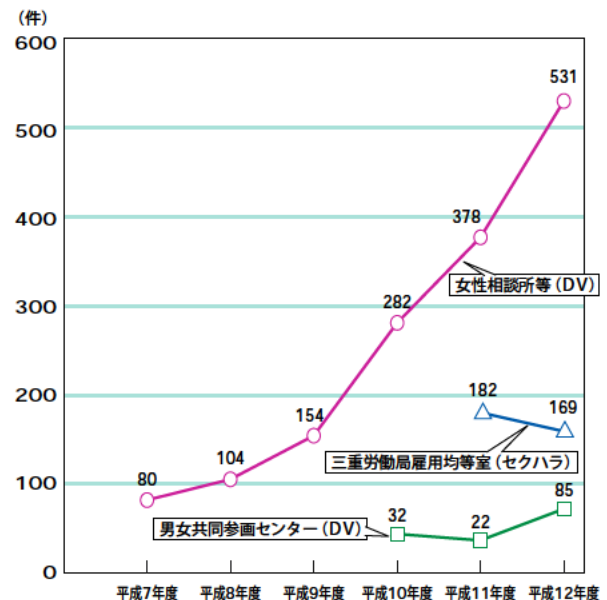
- セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるという意識が定着し、防止、相談、支援体制が整備されています。

● ドメスティック・バイオレンスをうけた経験



資料 県男女共同参画室「男女共同参画に関する県民意識と生活実態調査」

● ドメスティック・バイオレンス相談件数の推移



三重労働局雇用均等室、県女性相談所・県男女共同参画センター調べ

施策の方向等

1 関係機関の連携による支援体制等の整備

性別に基づく暴力や性的いやがらせ等についての実態を把握し、相談、援助体制を整備するとともに、啓発、研修を行います。

実態把握のための調査／相談・援助体制の整備／関係機関の職員研修／相談窓口や支援制度の広報／自己尊重講座等などの研修の充実／非暴力プログラムの調査研究など加害者に対する指導、援助など

2 ドメスティック・バイオレンス対策の推進

DV防止法に基づいて、保健・福祉・医療・警察等の連携をはかりながら、総合的な取組を進めます。

また、市町村やNPOなどとの連携により、一時保護体制の整備充実をはかります。

配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）による相談、カウンセリング、一時保護、情報提供などの機能の充実／被害者等の自立支援／通報連絡体制の整備 など

3 セクシュアル・ハラスメント対策の推進

雇用の場をはじめ、社会のあらゆる場面におけるセクシュアル・ハラスメントの排除、防止等の対策を促進します。

防止についての普及啓発／事業者に対する相談、指導、啓発／雇用の場以外でのセクシュアル・ハラスメントの相談・支援体制の整備

4 性犯罪、売買春、ストーカー対策等の推進

男女共同参画を推進する観点から、性の商品化、暴力志向を助長するような環境の改善に取り組みます。

また、性犯罪、売買春、ストーカー等に対する取組を推進します。

関係機関の連携協力による有害環境浄化活動の推進／相談体制の整備と防止対策の普及／売買春防止について普及啓発活動の推進と相談、自立支援など

注) ドメスティック・バイオレンス： 夫婦や恋人など親密な関係にある男女間の身体的・心理的暴力などのことです。略してDVとも言われています。
注) DV防止法： 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年4月制定）
注) セクシュアル・ハラスメント： 性的いやがらせのことです。相手の意に反した性的な発言や行動のことをいいます。

V-Ⅱ 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

男女が個性と能力を生かしていきいき暮らしていくためには、健康づくりのための必要なサービスや情報提供、支援が受けられる体制の整備が必要です。

また、女性は、妊娠や出産など男性とは異なる機能を有することから、男女が互いの身体的特性を十分理解し、認識を深めていくことが必要です。

さらに、高齢者、障害者、ひとり親世帯など、実態に応じた生活支援が求められます。

2010年度の目標

地域・社会

- 生涯にわたって健康で過ごすための支援、病気や介護が必要になったときの支援が充実しています。

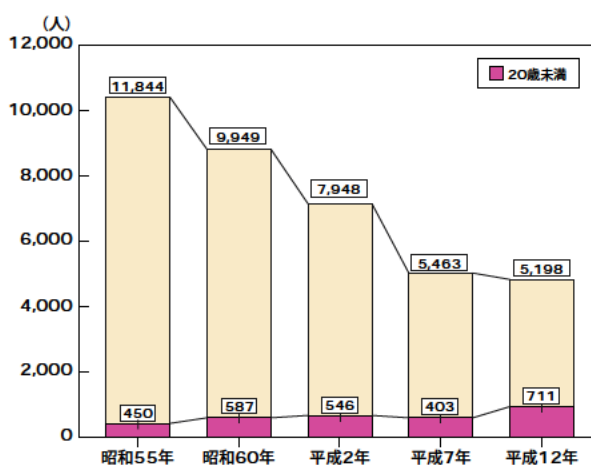
家庭

- 一人ひとりが主体的に健康の管理、保持、増進に取り組むとともに、必要な支援を受けながら、家族が互いに助け合って生活しています。

働く場

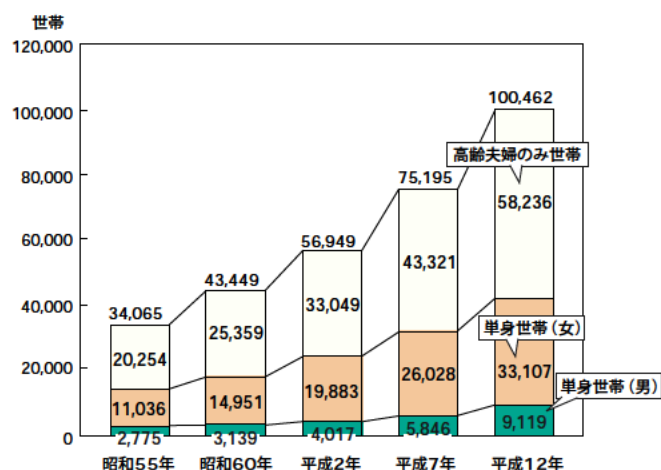
- 職場において、働く人の健康の保持、増進に配慮がなされています。

●人口妊娠中絶件数と20歳未満の中絶状況（三重県）



資料 県健康対策課調べ

●高齢单身・高齢夫婦世帯数の推移（三重県）



資料 総務省「国勢調査」

施策の方向等

1 生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援

県民一人ひとりの健康管理・保持・増進に関する情報提供、支援を行います。

三重の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」に基づく県民の健康づくり支援/ストレスに対する健康支援/スポーツに親しむ機会と場所の提供 など

2 性と生殖に関する健康対策の充実

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に配慮しつつ、性に関する正しい知識の教育、普及・啓発を行なうとともに、健康対策を充実します。

性に関する正しい知識と理解を深めるための教育、普及・啓発/母子保健サービスの充実支援と周産期医療体制の整備/不妊に関する悩みカウンセリング等 など

3 自立のための生活支援

高齢者、障害者等が安全で快適に暮らすことができるよう生活環境の整備を推進します。

また、高齢者、ひとり親家庭、障害者などに対する支援を充実します。

県有施設のバリアフリー化/バリアフリー住宅の普及促進/高齢者や障害者の就労支援と相談体制の充実/母子・父子家庭に対する相談指導体制の充実、生活支援 など



第3章 計画の推進

施策の方向等

1 県の推進体制の充実と率先実行

男女共同参画に関する施策を総合的に推進するため、体制を充実するとともに、県のあらゆる施策に男女共同参画の視点が反映できるよう職員の理解を深めます。

さらに、県が率先して、男女共同参画社会にふさわしい職場づくりを進めます。

男女共同参画施策の総合的かつ効果的な推進／職員の体系的な研修／女性職員の登用、職域拡大／育児・介護休業が利用しやすい環境整備 など

2 実施計画の策定

男女共同参画基本計画の着実な推進をはかるため、実施計画を策定します。

施策の目標と事業の推進方向を明らかにする実施計画の策定

3 男女共同参画に関する施策の進捗状況、効果についての評価の実施

男女共同参画に関する施策の進捗状況について、報告書を作成し、公表します。

また、効果的な評価方法を検討し実施します。

三重県男女共同参画白書（仮称）の作成、公表／男女共同参画審議会による評価の検討、実施 など

4 男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集と提供

男女共同参画に関する調査を定期的を実施するとともに、統計資料を収集し、県民等に情報提供します。

男女共同参画に関する県民の意識や実態の調査／情報の収集、提供 など

5 男女共同参画に関する相談・苦情への対応

男女共同参画に関する相談や苦情について適切な対応を行います。

相談・苦情の対応／相談体制・機能の充実

6 市町村との協働

県内各地で男女共同参画に関する取組が進むよう、市町村と協働するとともに、情報提供などの支援を行います。

市町村との連携、協働／施策の推進、計画策定等に対する支援 など

7 NPO、各種団体等との連携

県内各地で男女共同参画への取組が行われるよう、県民やNPO等の活動を支援するとともに、連携、協働を進めます。

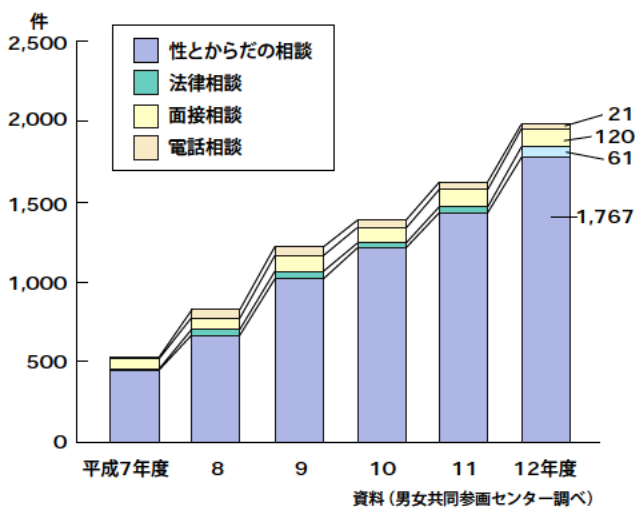
NPO、各種団体、グループ等の活動支援／連携の強化と協働

8 男女共同参画センター「フレンテみえ」の機能の充実

男女共同参画を進める拠点として、情報提供、啓発、研修、交流、調査研究、相談等、男女共同参画センター「フレンテみえ」の機能を充実します。

多様な媒体を利用した情報提供／多様な研修・講座の実施／NPO、各種団体、グループ等活動・ネットワークづくり支援／調査研究の充実と支援／相談事業の充実と連携強化など

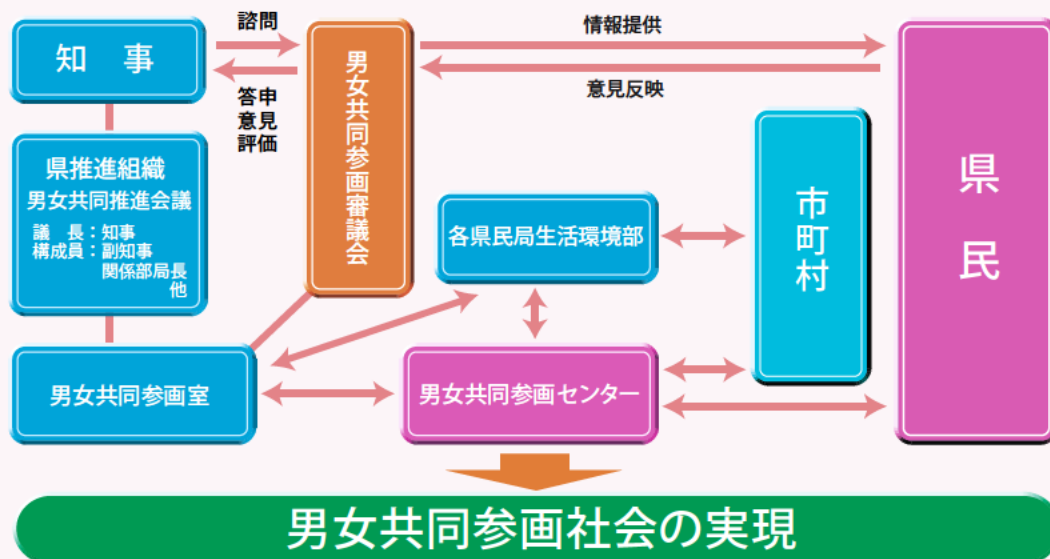
● 男女共同参画センター相談件数の推移



三重県男女共同参画センターフレンテみえ



● 男女共同参画推進体制 ●



● 市町村男女共同参画推進体制 ●

平成14年3月現在

市町村名	担当課（係）	プラン策定（策定年月日）
桑名市	市長公室政策課女性係	男女共同参画推進プランくわな（H11.4）
四日市市	市民部女性課・女性センター	21世紀にむけての四日市市女性施策プラン（H7.3）
鈴鹿市	市長公室人権啓発課男女共同参画室	鈴鹿市男女共同参画プラン（H9.3）
亀山市	市民課	男女共同参画プラン2000（H12.3）
津市	市民生活部市民交流課男女共同参画室	アクションプログラム21－津市男女共同参画プラン改訂（H13.9）
久居市	市民環境部市民課	久居市男女共同参画プラン（H14.3）
松阪市	企画調整部男女共同参画室	松阪市男女共同参画プラン（H14.2）
伊勢市	企画調整部男女共同参画課	伊勢市男女共同参画れいんぼうプラン（H10.2）
鳥羽市	人権・生活課	鳥羽市男女共同参画行動計画ほほえみプラン（H12.3）
上野市	総務部女性政策課	うえの男女共同参画プラン（H12・3）
名張市	教育委員会青少年女性室	名張市女性行動計画－ベルフラワープラン（H8.9）
尾鷲市	市民サービス課男女共同参画室	尾鷲市男女共同参画社会推進プラン（H14.2）
熊野市	市長公室	熊野市男女共同参画ステッププラン（H14.3）
多度町	住民課	
長島町	福祉課	
木曾岬町	総務課	
北勢町	総務課	
員弁町	総務部総務課	
大安町	総務課	
東員町	生活福祉部生活環境課	
藤原町	総務税務課	
菰野町	総務課	
楠町	福祉衛生課	
朝日町	総務課	
川越町	企画調整課	
関町	総務財政課	
河芸町	総務企画部企画情報課	
芸濃町	教育委員会	
美里村	総務課	
安濃町	企画商工課	
香良洲町	総務課	
一志町	総務課	
白山町	まちづくり政策課	
嬉野町	教育委員会生涯学習室	
美杉村	総務課	

市町村名	担当課（係）	プラン策定（策定年月日）
三雲町	企画振興課	
飯南町	総務課	
飯高町	総務企画課	
多気町	環境生活課	
明和町	企画課	
大台町	総務課	
勢和村	企画商工課	
宮川村	企画調整課	
玉城町	総務課公室	
二見町	教育委員会教育課	
小俣町	企画課	
南勢町	生活環境課	
南島町	総務課	
大宮町	総務課	
紀勢町	総務課	
御薮村	企画室	
大内山村	総務課	
度会町	総務課	
浜島町	総務課	
大王町	総務課	
志摩町	総務課	
阿児町	教育委員会生涯学習課	
磯部町	総務課	
伊賀町	総務課	
島ヶ原村	総務課	
阿山町	総務課	
大山田村	総務財政課	
青山町	総務課	
紀伊長島町	総務課	
海山町	企画課	
御浜町	教育委員会教育課	
紀宝町	総務課	
紀和町	総務課	
鶴殿村	総務課	

● 国際婦人年から今日までのあゆみ ●

年 度	世界の動き	日本の動き	三重県の動き
1975 (S50)	・「国際婦人年世界会議」開催 (メキシコシティ)「世界行動計画採択」	・「婦人問題企画推進本部」「婦人問題担当室」発足	
1977 (S52)		・「国内行動計画」策定	・「婦人関係行政推進連絡会議」設置
1979 (S54)	・国連総会で女子差別撤廃条約採択		・「三重県婦人対策の方向」(県内行動計画)策定
1980 (S55)	・「国連婦人の十年中間年世界会議」開催(コペンハーゲン)	・「女子差別撤廃条約」署名	
1985 (S60)	・「国連婦人の十年最終年世界会議」開催(ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・男女雇用機会均等法公布 ・女子差別撤廃条約批准	
1986 (S61)		・男女雇用機会均等法施行	
1987 (S62)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	・「みえの第2次行動計画ーアイリスプラン」策定
1990 (H2)	・「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
1991 (H3)		・「育児休業等に関する法律」公布 ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」決定	
1992 (H4)		・「育児休業等に関する法律」施行	
1994 (H6)		・総理府に「男女共同参画推進本部」設置 「男女共同参画室」発足	・三重県女性センター開館
1995 (H7)	・「第4回世界女性会議」開催(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	・育児休業法の改正(介護休業制度の法制化)	・「みえの男女共同参画推進プランーアイリスプラン21」策定(第3次)
1996 (H8)		・「男女共同参画2000年プラン」策定 ・男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足	
1997 (H9)		・「男女共同参画審議会設置法」施行	
1998 (H10)			・アイリス21推進連携会議(アイリスネットワーク)設置
1999 (H11)		・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「男女共同参画会社基本法」公布・施行	
2000 (H12)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)「政治宣言」「成果文書」採択	・「男女共同参画基本計画」策定	・三重県男女共同参画推進条例公布 ・日本女性会議2000津開催
2001 (H13)		・内閣府に男女共同参画局設置 ・男女共同参画会議設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行	・三重県男女共同参画審議会設置 ・「女性センター」を「男女共同参画センター」に改称 ・男女共同参画基本計画策定



三重県男女共同参画基本計画

ダイジェスト版 2002年(平成14年)3月発行